

おうみネット

Ohmi Net

トピックス

ネットとおうみの
NPO法ってな～に？

スポットライト

- 北遊遊倶楽部—野洲町
- 花いっぱい運動—大津市
- やぶへびの会—新潟県
- ワッキースペース—近江八幡市

ネットワーク

- 伝言板 5月・6月情報
- リレーエッセイ
- Voice



NO. 5
1998・5

淡海ネットワークセンター

The Ohmi Network Center for Voluntary Organizations

ネットとおうみの NPO法ってなに?



3月にNPO法が成立したとテレビなどで聞いてたけど、どんな法律なの?

一般的にはNPO法っていわれてるけど、正式には「特定非営利活動促進法」というのよ。ある一定要件を備えた市民活動団体が、法人になれるという法律なの。

ふーん。法人になるとどんないいことがあるの?



例えば、活動の拠点となる事務所や車をもちたいと思ったときに、

今までは、代表者の個人名で契約しなければならなかったの。でも法人格があれば法人として契約できるし、そうして契約した備品や資産は、法人の所有だから、リーダーの交代もスムーズにできるわ。それに万一、事故で損害賠償が必要になっても個人の資産と団体の資産が区別されるのよ。また、非営利団体であることがわかり、社会的信用も得やすくなるので、行政や企業から補助金や寄付金、事業委託も受けやすくなるんじゃないかしら。



じゃ、法人格を持ったほうがいいんだ。



そうでもないわ。メンバー一人一人がマイペースで活動したいなら任意団体のほうが活動しやすいんじゃないかしら。でもそうではなくて企業や行政とも連携しながら事業を継続的に発展させたいならば法人格を取得した方が活動しやすいと思うわ。どちらがいいってことは言えないのよ。



そうか、自分たちの活動の方向にあわせて考えればいいんだね。ところで、どんな団体が法人になれるの?



法律では「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与する」と書かれているの。で、その「特定非営利活動」だけ、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動など法律の別表で定められた12の活動に

該当する活動であって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的にするものをいう」と定義されているの。だからこの12の活動が「特定非営利活動」ということになるんだけど、できるだけ広く法人格が得られるよう工夫されているわね。また「不特定かつ多数のもの利益」とは「社会全般の利益をさすもの」とされ、会員だけへのサービスを目的にした受益者を限定する活動などは含まれないと言えるわね。だけど、特定の者に限定された活動を従たるものとして実施している場合などは、含まれるのよ。それから、「特定非営利活動法人」として法人格を取得する団体は、「特定非営利活動」を行うことを「主たる目的」とする団体でなければならず、また営利を目的とせず、宗教や政治の活動を主たる目的とするものでないことなどの要件も必要なの。



次は具体的な手続ききだね。法人になるためにはどんな手続きが必要なの?



大まかな手続きを言うわね。まずは設立に必要な書類を作成するんだけど、そのときに10人以上の社員が必要なの。その中で理事3人以上、監事一人以上を定めた役員名簿や設立の意思の決定を証する議事録の謄本、事業計画書、収支予算書など法律で決められた書類を作成し、所轄庁に申請するの。所轄庁が二ヶ月間公告・縦覧し、その後、審査をして、申請から四ヶ月以内に認証されるわ。もし不認証なら理由を書いた書面通知があるので、それを修正して再度申請することもできるのよ。認証後、登記所に登記すれば、特定非営利活動法人になり、その登記簿謄本を所轄庁に届ければ一連の手続きは完了するわ。そして、情報公開のために、前年の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿などを毎年作成し、事務所に備えおくとともに、所轄庁に提出するの。NPO法人の透明性を高めるための措置といえるわね。

こと」に分配しないという意味で、利益をともなうことを一切してはいけないというのではないのよ。

ところで所轄庁とい
このはどのなの？

原則としては、その事務所
がある都道府県の知事だけ
ど、2つ以上の都道府県の
区域内に事務所がある場合は、経済
企画庁長官になるのよ。

それでいつから
この法律は施行
されるの？

法律公布の日(3/25)から一
年以内で政令の定める日か
らとされているけど、政令
はまだ(4/15現在)出ていないわ。設
立の認証を受けるには、県が制定す
る条例による手続きをすることが必
要なの。現在、県ではその条例の準
備をすすめているところね。

法人になると税の
面で優遇措置はあ
るの？

今回の法制定では見送りに
なったわ。
でも法律
の附則で施行された
日から三年以内に検
討を加えることとされ
ているから、その結果が
期待されるわね。

うん。少しわか
りかけてきたけど、
難しいな。法人になると
社会的信用が増す分、責
任もともなうんだね。
もっと勉強するにはどう
したらいいの。

淡海ネットワークセンター
が開催する「わくわく市民
活動セミナー」(※センタ
ーインフォメーションをご
覧ください)の講座の一つに、この法律の成
立に市民の立場から大きな役割を
果たしたシーズ(市民活動を支える
制度をつくる会)の松原明さんの講
座があるから、それに参加してみ
たらどうかしら。法律の条文もセン
ターで手に入るわ。

うん。わかった。
ありがとう。

ここに紹介しました法の解釈は「よ
くわかる特定非営利活動促進法案
(シーズブックレット)」等を参考
にしましたが、実際の
運用でわかること
もあります。
一つのガイドと
してお読み
ください。



抜粋 特定非営利活動促進法 (第一条・第二条・第十条・第十二条・別表)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行
う団体に法人格を付与すること等により、
ボランティア活動をはじめとする市民が
行う自由な社会貢献活動としての特定非
営利活動の健全な発展を促進し、もって
公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活
動」とは、別表に掲げる活動に該当する活
動であつて、不特定かつ多数のものの利
益の増進に寄与することを目的とするも
のをいう。

2 この法律において「特定非営利活動
法人」とは、特定非営利活動を行うこと
を主たる目的とし、次の各号のいずれに
も該当する団体であつて、この法律の定
めるところにより設立された法人をいう。

一次のいずれにも該当する団体であつ
て、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当
な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数
が、役員総数の三分の一以下であるこ
と。

二 その行う活動が次のいずれにも該当
する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行
い、及び信者を教化育成することを主
たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、
又はこれに反対することを主たる目的
とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二
十五年法律第百号)第三条に規定する
公職をいう。以下同じ)の候補者(当
該候補者にならうとする者を含む。)
若しくは公職にある者又は政党を推薦
し、支持し、又はこれらに反対するこ
とを目的とするものでないこと。

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しよう
とする者は、総理府令(前条第一項の特定
非営利活動法人以外の特定非営利活動法
人に係る場合にあっては、都道府県の条
例。第二十六条第三項及び第四十四条第
二項を除き、以下同じ。)で定めるところ
により、次に掲げる書類を添付した申請
書を所轄庁に提出して、設立の認証を受
けなければならない。

一定款

一 役員に係る次に掲げる書類
イ 役員名簿(役員の名及び住所又
は居所を記載した名簿をいう。)
ロ 各役員の仕事承諾書及びそれぞれ
の住所又は居所を証する書面として総
理府令で定めるもの

ハ 第二十条各号に該当しないこと及
び第二十一条の規定に違反しないこと
を各役員が誓う旨の宣誓書の謄本
二 役員のうち報酬を受ける者の氏名
を記載した書面

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人
にあっては、その名称及び代表者の氏名)
及び住所又は居所を記載した書面

四 第一条第二項第一号及び第十二条第一
項第三号に該当することを確認したこと
を示す書面

五 設立趣旨書
六 設立者名簿(設立者の氏名及び住所又
は居所を記載した名簿をいう。)

七 設立についての意思の決定を証する議
事録の謄本
八 設立当初の財産目録

九 事業年度を設ける場合には、設立当初
の事業年度を記載した書面
十 設立の初年及び翌年(事業年度を設け
る場合には、当初の事業年度及び翌事業年
度。次号において同じ。)の事業計画書

十一 設立の初年及び翌年の収支予算書

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の
申請が次の各号に適合すると認めるときは、
その設立を認証しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容
が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第
二条第二項に規定する団体に該当するもので
あること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が暴
力団(暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律(平成三年法律第七十七号)第二
条第二号に規定する暴力団をいう。以下この
号において同じ。)又は暴力団若しくはその構
成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の
統制の下にある団体でないこと。

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十
人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定
は、正当な理由がない限り、第十条第二項の
期間を経過した日から二月以内に行わなけれ
ばならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の
決定をしたときは、速やかに、理由を付した
書面をもって当該申請をした者にその旨を通
知しなければならない。

- 別表(第一条関係)
- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - 二 社会教育の推進を図る活動
 - 三 まちづくりの推進を図る活動
 - 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - 五 環境の保全を図る活動
 - 六 災害救援活動
 - 七 地域安全活動
 - 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - 九 国際協力の活動
 - 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - 十一 子どもの健全育成を図る活動
 - 十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営
又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

北村季吟生誕の地 北遊遊俱樂部

〒520-2305 野洲郡野洲町大字北824
TEL・FAX (077) 587-2166

●北村季吟生誕の里・北遊遊俱樂部のルーツは地域の少年野球チーム。子供の減少でチームが組みなくなったことをきっかけに、監督やコーチが中心になって「自分たちの故郷を自慢できるものにしよう」と一九九二年に結成されました。

ねらいは「義務や伝統に縛られるのではなく、固定観念から離れて、自分たちが楽しめる」次代の地域伝統行事“を創り出して(作り出す)もの」。

「このまちの有名な人」

松尾芭蕉の師匠・北村季吟がいます。私たちは彼をシンボルとして、文化で体育で、いろいろな遊んでいます。まさに“遊遊”です。様々な活動を通して自分たちの地域を知り、誇りをもてるよう

なればと思っています。今していることは、すぐに効果がないかもしれませんが、でも参加してくる子供たちに、少しでも地域に対する思いが育ってくれば、これが私たちの夢

です」(会長・北喜夫さん)
平成5年、左義長を33年ぶりに復活させたのも同会。これまで田んぼの中の固定式だったものを、移動式にして20人ほどの子供たちで町中を練り歩く形にしました。さらに、1月15日の早朝に燃やしていたのを、夕方に燃やすように変えました。いずれも伝統を守る立場からは疑問があるかもしれませんが、より楽しいものにして、少しでも多くの人に参加してもらうためです。

左義長まつり 風景 ▶



「このほか、夏は地藏盆を兼ねた夏祭りを実施しています。PTAとタイアップして、金魚すくい、夜店、農業倉庫内部での空き缶積み、ビンゴゲームなどのイベントが目白押し。子供たちが目を輝かせて参加してくれます。秋は文化祭を開いて地元の人たちの作品を展示。俳句、絵画、写真、好きな作品を自由に出展するんです」(事務局 長・山添善裕さん)

今年からは自治会館の舞台でピアノや大正琴の発表会も予定。

「いずれは、毎年6月15日に野洲町が主催している季吟顕彰会を当会で担えるようになりたいですね」(同)



自分たちが楽しくなければ
みんなも楽しくない!
自由な発想で“新しい伝統”を
創りだす

北遊遊俱樂部 (野洲町)

スポットライト

福祉・づくり...
外でキラキラ元気に動されている方々にスポットライトをあて、その活動を紹介します。

ポットライト

たった一人のボランティア 街角の“公有地”を花で飾ろう!

花いっぱい運動 (大津市)



瀬田駅前 ▶

●たった一人が街角に花を植える活動をしている人がいます。大津の森下賢一さんがその人。

「当初、街角の清掃奉仕をして

いたのですが、いくらごみをなくしても、草ぼうぼうで殺風景なんです。何が足りない。そう、花だ。でも、ボランティア組織を作って花を植えるには、組織の規則だって面倒なことが多すぎる。まずは自分一人から始めてみよう。こう考えたんです」

森下さんが花を植えているのは、駅前や公共施設近辺の“公有地”。

「大津市や建設局へ許可を申請することから始めました。許可が降りてからも難題が残っています。石取りです。こうした土地には石ころがたくさんあるんです。これを一つひとつ取り除いて、やっと花が植えられるんです」

種や球根は森下さんが自費で購入したものが主。呼びかけに応じて寄付してもらったものもあります。

スタートしたのは一九九三年。以来、瀬田駅前、沢の川法面などが、徐々に華やかな姿に変わり始

めました。植えるのは、草花が黄花コスモス、ヒマワリ、ポピー、百日草、矢車草など。樹木はさくらが中心で、梅、柿、ボケ、沈丁花、金木犀、栗、つつじなど約30本です。彩りの美しさだけでなく、季節ごとの“香り”も地域をうるおしています。

「今年も街角だけではなく、草津の第一びわこ学園の園内にも花を植えたいと思っています。とにかくあそこは広くて草ぼうぼうですから。美しい広場にしたいですね」

たった一人の活動ですが、それが目的ではありません。
「お手伝いしていただけの方がいいは大歓迎。私にご連絡ください」

花いっぱい運動

〒520-2141 大津市大江5丁目31番8号/森下
TEL (077) 545-4385



やぶをつついた人が宝物を得る!? そんな「やぶへび人間」おこしとネットワーク づくりに取り組む

◀「やぶへびひろば」「とりあえず号」「実験号」「お試し号」を経て創刊、
現在第11号まで発刊。



「やぶへびの会」は、そ
んな「やぶへび人
間」おこしと

●住民も企業も行政も
一緒にあって「まちづ
くり」を考えているこ
と県内各地でまちづく
りを推進してきた人達
で作られたのが、この
「やぶへびの会」。会則
もない、代表もない、
枠のない集まりです。
やぶへび＝敷をつつ
いて蛇を出す、つまり
余計なことをして災難
を呼び込むこと。でもまちづく
りではそれがポイント。
「何かを発言する→じゃあ、お
前やれ→仲間を集めて汗を流す」
その結果その後に残るさわやかさ
は、敷をつついた人だけが得るこ
とができます。



▲月1回の集まりの様子

ネットワークづくりに取
り組んでいます。
まちづくり総方向誌「や
ぶへびひろば」を企画編
集したり、「まちづくりコーディ
ナー養成講座」のテキスト作成
から企画・運営までを担ったりし
ています。
また、やぶへびの会のメンバー
を中心に、毎月一回(財)ニュー
いがた振興機構にある「まちづく
り・やぶへびサロン」で、まちづく
りに関することな
ら誰でもどんなこ
とも話し合える
集まりを開いてい
ます。
これらがつながっ
て新潟県のみならず
県外にも新たなネッ
トワークをひろげ
つつあります。



(財)ニューいがた振興機構内
やぶへびの会事務局
〒950-0965 新潟市新光町7-2 新潟県商工会館6F
TEL (025) 284-0808 FAX (025) 284-0600
Eメール info@newniigata.or.jp

◀まちづくりコーディネーター養成講座。
講義だけではなく、実際のまち歩きも。



環境
まち
県内
活

ワッキーこと協坂さん ▶



●ワッキ
ースペース
は、学校に
も家庭にも
「心の居
場所」のな
い子供たち
のためのオ
ープンスペ
ースです。場所はワッキーこと
協坂さんの自宅。同種の試み
は登校拒否の親の会が開いてい
る「みちくさ」などでもされてい
ますが、個人が自宅を開放して
実施しているのは滋賀県ではこ
とだけのこと。

◀協坂さんお手製情報誌「graffiti」



「これは子供を預か
るところではありません
ん。心の居場所」のな
い子供たちが何かを取
り戻すきっかけに、と
設けたスペースです」
毎週水曜日には、小学
校6年生から中学生まで
数人の子供たちが集まり
ます。中には京都や大津か
ら来ている子供も。持参し
た本を心置きなく読みか
ける子、ゲームに興じる子、みんな
でホットケーキを焼いたり、キ
ャーキヤーと元気に走り回
り…
「今の家庭では親も子も忙し
すぎて、親子の会話が一方向的
親の口から出る言葉も、あれし
なさい、これしなさい、こんなこ
とはしてはいけません…という指示
になりがちではないでしょうか。学
校でも同じことが起こっているの
は。今、子供たちは自分で考えるこ
とが少なく、想像力・創造力を培う時
間も場所もないように思います。ど
こにも「心の居場所」のない子供
たちが学校に行きたがらなくなる
のも無理はないのでないですか
。登校拒否は病気でなくてもないん
ですよ」
来れない子供のために協坂さん
の方から訪問している家庭もあり
、親と話し合うこともあると言
います。
「これは子供だけの問題じゃ
ないです。大人自身も自分の位置
が分かっていない。親はこうある
べきだ、こうしなくちゃ…とい
うような思いに縛られがちで
す。親が変われば、子供は
あつという間にも変わります。
大人にも考えるヒントが提
案できれば、というのが私の
願いです」

ワッキースペース

〒523-0041 近江八幡市中小森町321-25/協坂
TEL (0748) 33-7232 E-mail wakiwaki@mx.biwa.or.jp

“心の居場所”のない子供たちの ために毎週水曜日に自宅を開放 ワッキースペース (近江八幡市)



お城へいこう! はーとふるフェスタ'98

日時●5月17日(日) 9:00~15:00
場所●彦根城一帯
内容●写生大会、人形劇シアター、彦根カラムなど
お問い合わせ先●0749-22-7522
(社)彦根青年会議所

まつり おやと子の広場村ー

日時●5月23日(土) 10:00~14:30 (雨天時5/24)
場所●ロクハ公園(草津市)
内容●ふろしき店、模擬店、ゲーム
参加料●300円
お問い合わせ先●077-564-2847
草津・栗東おやこ劇場

栗東芸術文化会館 さきらフェスティバル ーカウントダウンー

日時●5月24日(日) 10:00~16:00
場所●栗東町立大室小学校一帯
内容●①パフォーマンスステージ
(家族で奏でるハーモニー)
②フリーマーケット&屋台村
お問い合わせ先●077-551-0132
実行委員会事務局

親子で楽しむインターネット

日時●5月31日(日) PM1:30~3:30
場所●西藤こどもクリニック2F(守山市)
内容●ホームページをみんなで見て回ります
参加料●1組 1,000円(定員15組) 5/6~受付
お問い合わせ先●077-561-3357 でじまむ/寺本

O・F・A(おふみフリーマーケット実行委員会) のフリーマーケット

日時●5月31日(日) 10:00~15:00
場所●野洲川河川敷一帯(変更有)
内容●出店数150以上
出店者募集●
個人 1,000円 団体 3,000円
お問い合わせ先●077-551-0132 九里さん

現代川柳「弦」句会

＝参加者1人1人が主役の句会は楽しい＝
日時●5月31日(日) PM1:00~5:00
※原則として第5日曜日に開催
場所●草津市立勤労福祉センター
会費●1,000円
お問い合わせ先●0748-75-2659
現代川柳「弦」句会/平賀

えこらいふフェスティバル

日時●6月7日(日) 9:00~16:00
場所●堅田小学校校体育館・運動場
内容●マジックショー、フリーマーケット、など
お問い合わせ先●077-571-2250
アイ・ネットワーク

ロクハ公園フリーマーケット

日時●6月21日(日) 10:30~14:00
場所●ロクハ公園(草津市)
内容●青空キッズカットハウス、など楽しい
イベント。一味違うフリーマーケット。
出店料●1,000円(福祉関係無料)
お問い合わせ先●077-564-2577 びいめ〜る/小川

こんなことしま〜す!

第23回 春の山野草展

日時●5月3・4日(日・祝/月)
草津アミカホール 2F
5月9・10日(土・日)
水口町社会福祉センター
内容●山野草約400点を展示、即売有り
お問い合わせ先●0748-86-4562
滋賀山草会 事務局長/谷

妖精の歌声 ミネハハ コンサート

日時●5月9日(土) PM6:00~8:00
場所●八日市市ショッピングプラザ アピア4F
アピアホール
参加料●一般 2,000円 小中高生 1,000円
内容●ミネハハ(本名:松本美音)のコンサート
お問い合わせ先●0748-22-3784
ミネハハコンサート実行委員会/村松

アンデスの風 フォルクローレ (チャリティーコンサート)

日時●5月24日(日) PM1:30~3:30
場所●近江八幡市文化会館(小ホール)
参加料●一般 2,000円 中高生 1,000円 小学生無料
お問い合わせ先●0748-33-7797 千里綿那古/野村

100人会主催 京都茂山家による「狂言」

日時●5月29日(金) PM7:00~8:45
場所●大津市伝統芸能会館
参加料●一般 3,300円
内容●「昆布売」「蝸牛」「素袍落」の三番
お問い合わせ先●077-524-7596 アトリエ・ミル

大津管弦楽団 第93回定期演奏会

日時●5月31日(日) PM2:00~4:00
場所●大津市民会館 大ホール
参加料●一般 1,300円 高校生以下 1,000円
(前売)一般 1,000円 高校生以下 700円
内容●チャイコフスキー、モーツァルトなど
お問い合わせ先●077-525-7302 大津管弦楽団/森

第43回 滋賀県合唱祭

日時●6月14日(日) 10:00~18:00
場所●守山市民ホール
内容●県内約40団体が様々な歌声を披露
入場料●800円
お問い合わせ先●077-524-0322
滋賀県合唱連盟事務局

一緒に考えませんか?

家族・知人・友人との関り方や 簡単な瞑想法などの勉強

日時●5月10日(日)、6月21日(日)
PM1:30~4:00
場所●ウイングパレスくさつ(草津市立勤労福祉センター)
日時●5月5日(火)、6月7日(日)、6月28日(日)
PM1:30~4:00
場所●大津市生涯学習センター
お問い合わせ先●077-567-7950
波動研究会滋賀交流会/田中

「'98環境最前線」連続講座(全5回)

日時●①5月16日(土) PM1:30~3:30
「COP3後の環境自治体づくりの動向」
講師/笹谷康之氏(立命館大学助教授)
②5月30日(土) PM1:30~3:30
「グリーン・コンシューマー
ー豊かでエコロジックな暮らしへの道」
講師/木久本育生氏
(環境市民チーフ・コーディネーター)
場所●ウイングパレスくさつ(JR草津駅西口)309号室
参加料●各500円
お問い合わせ先●077-552-1093 環境市民滋賀/平井

いきいき介護セミナー テーマ「介護保険と私たちの役割」

日時●①5月23日(土)「介護保険と私たちの役割」
講師/岡本祐三氏(神戸市看護大学教授)
②6月20日(土)「現場が作るケアプランI」
講師/高口光子氏(シルバー日吉寮母長・PT)
7月以降、4回開催
場所●大津第一生命ビルディング6F
参加料●10,000円(6回分)
お問い合わせ先●077-525-2378
いきいき介護セミナー実行委員会/並河

茜トークサークル 第41回例会 死への準備学習のすすめ ーよく生きるためにー

日時●5月30日(土) PM1:30~4:00
場所●大津市生涯学習センター
参加料●500円
お問い合わせ先●077-522-6897
茜トークサークル 事務局/木下

CAP-子ども虐待/いじめ防止教育 スペシャリスト就学前プログラム講座

日時●5月30日(土) 10:00~17:00
5月31日(日) 9:00~16:00
場所●滋賀県立女性センター
内容●3才半~5才の子どもたちが、人形劇、歌などを
通して「安心」「自信」「自由」について学びます
参加料●18,000円(基礎講座修了者のみ受付)
お問い合わせ先●0748-33-2420 近江八幡YMCA

自己実現セミナー(仮題)

日時●6月11日(水) PM1:00~3:00
場所●大津市生涯学習センター(予定)
内容●自分の夢をかなえる為の具体的な方法を学びます
参加料●1,000円/託児料 300円(要予約)
お問い合わせ先●0748-83-1710 びいめ〜る
077-564-7868 ネットワーク天気村

参加してみませんか?

近江八幡中国語研究会 中国語教室 受講生募集(初級)

日時●毎週木曜日 PM7:00~9:00
場所●近江八幡女性センター
受講料●4,000円(1ヶ月、テキスト教材費実費)
お問い合わせ先●0748-33-5775
近江八幡中国語研究会 事務局/小栗

運転ボランティア募集

身障者や高齢者のための「外出支援ボランティア
大津」を設立します。自分名義の車でボラン
ティア活動が出来る方(初めはボランティアをする方
も歓迎)ご応募ください。
お問い合わせ先●077-525-9316
大津市社会福祉協議会/日花、山田

淡海ネットワーク

リレーエッセイ①



地域紙を発行しながら
思うこと…



池田陽子さん(大津市) / ミニコミ紙「無憂の郷」

地域紙の発行を4年半。自分自身の罪滅ぼしのつもりで続けている。生意気にも協賛広告を頂く。協賛者も喜んで罪滅ぼしに参加してくれている。生きて以上、他の命を食し、環境を傷つけながら暮らしているのだから「何かしなくては」と思う。一番罪深いのは「私は悪いことはしていない。罪深くない」とおっしゃる御仁かなー？
次は彦根市でフリーライターとして活躍されている大山純子さんを紹介します。

大山純子さん
(彦根市)



▲ミニコミ紙「無憂の郷」

手から手へ、バトンを渡し
ネットワークを広げましょう!!
次はあなたの元へバトンが
届くかもしれません…

伝言板

5月→6月

7月～8月の伝言板 情報募集中

日時・場所・問い合わせ先等を明記の上、FAXまたは郵送でセンターまでお寄せください。(6月10日締切です)

一緒に楽しみませんか?

滋賀日中友好会 交流会

日時●5月2日(土) PM1:00～4:00
場所●守山市つがやま荘
内容●食事をしながら、コーラス、講演会など
参加料●7,000円
お問い合わせ先●0748-33-5775
滋賀日中友好会 事務局/小栗

丹生茶わん祭保存会

日本の奇祭、今よみがえる丹生茶わん祭

日時●5月3日(日) 10:00～17:00
(5月4日(祝/月) 三基の山車を展示)
場所●余呉町上丹生「茶わん祭の館」中心
お問い合わせ先●0749-86-8022 茶わん祭の館

七川祭

日時●5月4日(祝/月) 11:00～17:00
場所●大荒比古神社(新旭町安井川)
内容●奴振り、流鏝馬、神興渡御など
お問い合わせ先●0740-25-5000
大荒比古神社社務所

エヴァグリーン 5周年を迎えました
ガラスと楽しみませんか

日時●5月4・5日(祝/月・火) 10:00～17:00
場所●ガラス工房 エヴァグリーン(彦根市)
内容●体験(無料)、即売(がらくた市)
参加条件●団体不可
お問い合わせ先●

ガラス工房

EverGreen エヴァグリーン
彦根市古沢町55-1
TEL26-1316

ワークショップ

みんなで・大津のまちなか・まちづくり

～あなたも「市民参加のまちづくり」に参加しませんか?～

日時●●第1回「まちを知ろう」
5月16日(土) PM1:00～5:00
●第2回「まちを考えよう」
6月27日(土) PM1:00～5:00
●第3回「まちづくりを提案しよう」
7月11日(土) PM1:00～5:00
場所●大津のまちなか(ナカマチ商店街中心)
参加費●1,000円(小中学生無料)
集合場所●大津祭曳山展示館
お問い合わせ先●080-192-8797
大津のまちなかでワークショップを実行する会/阿部



ご意見やご感想、市民活動について思うことなど、どんとセンターへお寄せください。

●先日のおうみ市民活動交流会の案内リーフレットに「ケナフ(非木材紙)を利用していただきます」とありました。ケナフとは何ですか?
●ケナフはアオイ科の一年草で、東南アジアなどで紙の原料として栽培されています。半年で3、4メートルに成長し、二酸化炭素を普通の植物の10倍も吸収することから、地球温暖化や森林伐採の防止に役立つと期待されています。

●自薦・他薦、大歓迎です。活動内容を希望掲載月の1ヶ月前までにご連絡下さい。なお枠の都合で紹介できない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。
●ぜひ私たちの活動もスポットライトに掲載して下さい。
●淡海ネットワークセンターを介して知りあった団体・人々とまた新しいネットワークが生まれつつあります。

●漠然としたイメージしかなかったのですが、「スポットライト」などで、心豊かな生活を目指し、地域に根ざした活動をしておられるのを見て、身近に感じることが出来ました。一つ一つのグループがつながる事で、また新しい何かが生まれる可能性が広がりますね。淡海ネットワークセンターの情報をどんどん活用させてもらい、学び合いたいと思います。
●滋賀県の歴史・文化・人物に関心が深まれば、もっと滋賀を好きになれると思います。そのようなコーナーはごとうですか?
「情報送付シート」で寄せられた意見です。

●淡海ネットワークセンターを通じて知りあった団体・人々とまた新しいネットワークが生まれつつあります。

●漠然としたイメージしかなかったのですが、「スポットライト」などで、心豊かな生活を目指し、地域に根ざした活動をしておられるのを見て、身近に感じることが出来ました。一つ一つのグループがつながる事で、また新しい何かが生まれる可能性が広がりますね。淡海ネットワークセンターの情報をどんどん活用させてもらい、学び合いたいと思います。

こんな活動をしています
ご協力お願いします

我が町の川は市民一人一人が美しく務めましょう
常世川を美しくする会(大津市)
昭和60年から今日まで、常世川の河川敷の美化活動(写真)と河川内の清掃活動をしています。環境問題は全世界の問題ですが、大切なのは市民一人一人が問題意識をもつことだと思います。河川に汚水を流すと結局は自分たちがそれを飲むことになることを忘れて欲しくないと思っています。

ふるさとの川をきれいにしましょう



常世川を美しくする会

第2期 「わくわく市民活動ゼミナール」 受講生募集!!

淡海ネットワークセンターでは、市民活動のより一層の広がりを支援する取組みを進めています。その一環として昨年に引き続き「わくわく市民活動ゼミナール」を開催します。今年度は、NPOを学ぶこととワークショップを体験することをテーマに5回開催します。(各回定員50名)

■第1回 解説!! 特定非営利活動促進法 (NPO法)

講師 ● 松原 明さん (シーズ・市民活動を支える制度を考える会事務局長)
日時 ● 6月5日 (金) PM6:30~8:30 場所 ● ウイングパレスくさつ

■第2回 NPOのための資金獲得術

講師 ● 早瀬 昇さん (大阪ボランティア協会理事・事務局長)
日時 ● 7月10日 (金) PM6:30~8:30 場所 ● つがやま荘ロイヤルホール

■第3回 欧米のNPOの事例に学ぶ

講師 ● 跡田直澄さん (大阪大学大学院国際公共政策研究科教授)
日時 ● 7月24日 (金) PM6:30~8:30 場所 ● 滋賀ビル9階 鈴鹿の間

■第4回 ワークショップで市民活動の広報紙をつくらう

日時 ● 8月22日 (土) 13:30~5:00 場所 ● 滋賀県立女性センター

■第5回 ワークショップ「黒壁のまちづくり」

日時 ● 9月5日 (土) 10:~4:30 場所 ● グリーンホテルYES長浜

参加ご希望の方は
センターまでお早め
にお申込み下さい。



淡海ネットワークセンターの ホームページいよいよ登場!!

- 「おうみネット」のバックナンバーをダイジェスト版で見ることができます。
- 市民活動の最新情報を紹介しています。(毎週更新)
情報は、E-mail、ファックス、郵送等でセンターまでお寄せ下さい。

URL <http://www.biwa.or.jp/~ohmi-net/>



淡海ネットワークセンターのブックレットができました!!

1. 淡海ネットワークセンターの設立記念フォーラムの記録
「わたしたちがひらくこれからの地域社会」
2. わくわく市民活動ゼミナールの講義録
「市民活動の意義と役割 (講師：山岡義典さん)」 <本誌No.4で一部掲載>
3. 「市民活動促進のための法制度をめぐる議論 (講師：雨宮孝子さん)」

ご希望の方には送料自己負担 (200円分の切手) でお送りします。
数に限りがありますのであらかじめ電話等でお申し込み下さい。



「NPOフォーラムin関西会議」 体験リポーター募集

平成10年7月4日(土)、5日(日)の2日間、大阪の国際交流センター(大阪市天王寺区)において、これからの日本社会におけるNPOの社会的役割や活動のあり方について考える「NPOフォーラム」が、昨年の横浜に引き続き、開催されます。現在、多様な分野のNPO、行政、企業、教育関係者らによる実行委員会が、この関西会議の企画、準備をすすめています。
「市民が創る新しい社会～市民文化とコミュニティの再生～(仮題)」をテーマにしたパネルディスカッションや講演会、分科会、セミナー、交流会が行われます。分科会では課題とテーマに分けた少人数制による集中した議論を行うことになっています。

▼課題別では…

パートナーシップやネットワークを考える「こんなNPO、こんな企業と新しい社会を創りたい」、「NPOと自治体との理想的な協働とは」、「各分野のNPOの横断的ネットワークのあり方」について、また「NPOにおける有給スタッフの働き方、ボランティアとの協働の仕方」、「NPO経営にとってのマーケティング戦略とは」、「社会的提案、アドボカシーのあり方を探る」などのマネジメントに関するもの、さらに「検証! 特定非営利活動促進法。次の展開はどのように…」といったNPO法に関連するものも予定されています。

▼テーマ別では…

教育、文化、福祉、まちづくり、国際、環境についての分科会が予定されています。

淡海ネットワークセンターではこの模様を体験レポートして下さる方を3名募集します。(9月号の「おうみネット」掲載予定)

編集後記

「情報誌」から「情報交流誌」へと表紙のコピーをかえました。

その名のとおり、皆さんとの、また皆さん同士の情報交流がより充実するような誌面づくりを目指していきたくと思っています。3月の「おうみ市民活動交流会」にはたくさんの方々にご参加いただき、ありがとうございました。その内容については現在、ブックレットNo.4を作成中です。センターも2年目に入り、より一層、皆さんの活動を応援できるような事業を県内各地で開催していきますので、今後とも

よろしく願います。さて「おうみネット」では編集、情報提供、企画など、いろんな形での皆さんの参加をお待ちしております。次号のトピックスは、環境問題を取り上げます。これに関するご意見等がありましたらセンターまでお寄せ下さい。今回から、新しくリレーエッセイもはじまりました。また情報送付シートに寄せられた声もどんどん紹介していきます。FAX、郵送、e-mailでセンターまで!!

淡海ネットワークセンター

(財) 淡海文化振興財団 / 〒520-0806 大津市打出浜14-15

TEL 077-524-8440 FAX 077-524-8442

<http://www.biwa.or.jp/~ohmi-net/>

E-mail ohmi-net@mx.biwa.or.jp

右記の日時に
ご利用いただけます。

月曜日と祝日の翌日を除く毎日(12/29~1/3を除く)
火~金曜日/9:00~19:00 土・日曜日、祝日/9:00~17:00

